

太田市事後審査型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び工事に係る設計、測量等の業務委託（以下「工事等」という。）の請負契約に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 入札の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、次のとおりとする。ただし、対象工事等の性質、目的その他特別の理由により一般競争入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 一件の設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が200万円超の工事
- (2) 一件の設計金額が100万円超の工事に係る設計、測量等の業務委託
- (3) その他市長が必要と認めた工事等

(入札参加資格者等)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げる要件を基準として定めるものとする。

- (1) 市の競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - (2) 発注案件と同業種に登録又は格付けされていること。
 - (3) 当該工事等と類似の施工経験を有することを要する場合には、これを要件とすること。
 - (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
 - (6) 太田市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年3月28日太田市制定）に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、対象工事等ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていること。
- 2 入札日までに対象工事等の参加資格を満たさなくなった者は、入札に参加できないものとする。
- 3 次の各号に掲げる者は、同一の入札に参加することができない。
- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
 - (2) 一方の会社の会社法人上の役員（以下「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者
- 4 参加資格その他の入札に係る諸要件は、別に定める太田市入札審査委員会により決定するものとする。

(入札の公告等)

第4条 市長は、参加資格を定めた場合は、地方自治法施行令第167条の6及び契約規則第2条の規定に基づき公告するものとする。

2 前項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、太田市公告式規則（平成17年太田市規則第2号）に定める掲示場に掲示するとともに、太田市ホームページに公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、ぐんま電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）を利用して入札を執行する場合は、対象工事等の要件を共同システムの情報公開システムに登録掲載するものとする。

(入札参加申請)

第5条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告で定める申請期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）及び入札公告で定めるその他の調書類を市長に提出しなければならない。

2 入札参加者が特定建設工事共同企業体であるときには、前項に規定する申請書のほか、建設工事共同企業体協定書等を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、共同システムを利用して入札を執行する場合は、共同システムの電子申請要領により事務を行うものとする。

4 入札参加者が当該事後審査型一般競争入札について、明らかに入札参加資格を有さない者であると判明したときには、参加申請書を受理しないものとする。

(入札参加者の公表)

第6条 入札参加者は、入札が終了するまで公表しない。

(入札の中止等)

第7条 市長は、入札参加者を決定した後において、資格者に連合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(設計図書等及び現場説明会)

第8条 市長は、入札に参加しようとする者に対して、必要に応じて対象工事等の仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）の閲覧又は配布を行うものとする。

2 入札参加者は、対象工事等の内容に対する質問を書面により行うことができる。

3 現場説明会は、特に必要があると認める場合を除き、開催しないものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず共同システムを利用して入札を執行する場合は、共同システムの閲覧方式により事務を行うものとする。

(開札及び落札候補者の決定)

第10条 開札は、入札公告に掲載された入札の日時及び場所において、入札参加者の中から選任された入札立会人の立会いにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、開札を電子入札システムにより実施する場合は、地方自治法施行令第167条の8第2項により開札立会人を選任しないものとする。

3 入札への立ち会いを希望する者がいる場合は、それを認めなければならない。

4 市長は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格を持って入札した者のうち、最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、後日、入札参加資格要件の審査を行い落札決定する旨を告げ、開札を終了するものとする。

5 落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより順位を決定する。

(確認申請書の提出)

第 1 1 条 市長は、開札後に落札者とするための入札参加資格の審査を行うため、速やかに落札候補者に事後審査型一般競争入札資格要件確認申請書（様式第 2 号）、その他の確認資料の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、原則として前項の資格要件確認申請書を開札日の翌日の指定した時間（太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）までに契約担当課に提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に資格要件確認申請書を提出しないときは、当該落札候補者の入札書を無効とする。

（入札参加資格要件の審査）

第 1 2 条 市長は、落札候補者から提出のあった資格要件確認申請書等を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には当該落札候補者を落札者として決定する。落札候補者が入札参加資格を有していない場合は次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

2 落札者の決定は、原則として前条第 2 項に規定する資格要件確認申請書の提出期限日から起算して 3 日（市の休日を除く。）以内に行うものとする。

（落札決定の通知等）

第 1 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により落札を決定したときは、当該落札者及び入札参加者に対し、速やかに通知するものとする。

2 市長は、前条第 1 項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

3 前項の通知書を受理した者は、この通知を受けた日から起算して 2 日（市の休日を除く。）以内に、その理由について市長に対し、事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格理由説明請求書（様式第 4 号）で説明を求めることができる。

（入札結果の公表）

第 1 4 条 入札の結果は、太田市ホームページに公表する。

2 共同システムを利用して入札を執行した場合は、入札の結果を共同システムの情報公開システムで公開するものとする。

（その他）

第 1 5 条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の太田市事後審査型条件付一般競争入札実施要領第2条の規定は、この要領の施行の日以後に入札又は契約方法が決定された案件について適用し、同日前に入札又は契約方法が決定された案件については、なお従前の例による。

事後審査型条件付一般競争入札参加申請書

年 月 日

（あて先） 太田市長

住 所

商号又は名称

代表者指名 印

太田市が行う下記の事後審査型条件付一般競争入札に参加したいので、公告内容を承知の上、申請します。

なお、落札時における本案件に必要な技術者配置を予定するとともに、本申請書のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案 件 番 号：

履 行 名 称：

※本案件の参加要件における貴社の状況をチェックしてください。（※は工事案件のみ記入）

☐ 建設工事	☐ 土木一式 ☐ 建築一式 ☐ 舗装 ☐ 電気 ☐ 管 ☐ 造園 ☐ 水道施設 ☐ その他（ ）
☐ 建設コンサル	☐ 測量 ☐ 建築コンサル ☐ 土木コンサル ☐ 地質調査 ☐ 補償コンサル ☐ その他（ ）
地域要件確認	☐ 市内 ☐ 県内市内 ☐ 県外市内 ☐ 県内 ☐ 県外県内 ☐ 県外 ☐ 指定なし
※上記の等級格付	☐ A等級 ☐ B等級 ☐ C等級 ☐ 等級指定なし
※建設業許可	☐ 特定 ☐ 一般

注 1) 開札後、落札候補者は入札公告に記載されている「事後審査に必要な書類」を、提出期限までに提出して下さい。

注 2) 落札候補者は、当該工事に配置する「主任技術者」、「専任の主任技術者」又は、「監理技術者」について、請負金額に基づき、建設業法第 26 条に定める要件を満たす技術者を配置して下さい。

連絡担当者 TEL ()
FAX ()

事後審査型条件付一般競争入札 資格要件確認申請書

年 月 日

（発注者）

_____ 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

下記工事（業務委託）の事後審査型一般競争入札に係る資格要件確認申請にあたり、次の事項を誓約の上、申請します。

- 1 本確認申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ありません。
- 2 建設業法等の法令を遵守し、適正な施工（業務）管理を行います。
- 3 「現場代理人・主任技術者・監理技術者等の配置運用について」を理解し、当該案件に配置する技術者は、特別な理由がある場合を除き、落札決定後の変更は致しません。

記

案 件 番 号 _____

履 行 名 称 _____

【資格確認資料】

※下記の資格確認資料について、入札公告を確認し、提出必要書類に㊞印を入れてください。

☐ 手持ち工事等の状況調書

☐ 配置予定の技術者に関する調書

（添付）・技術者の資格を証する免状、資格証等の写し

・技術者が3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる資料

例）監理技術者資格者証（表・裏）の写し

健康保険証等の写し

源泉徴収簿の写し

住民税の特別徴収税額通知書、変更通知書又はそれに類する書類の写し

※（上記雇用確認添付書類で生年月日が確認できない場合には、該当者の運転免許証等の写しも必要になります。）

☐ 下請負に関する誓約書（工事案件のみ）

☐ 同種元請工事等施工実績調書

（添付）・施工（業務）内容を確認できる契約書、内訳書、図面等の写し

☐ その他（ _____ ）

連絡担当者 _____

TEL _____（ _____ ）

FAX _____（ _____ ）

条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

太田市長

印

先に申請のあった次の工事（又は業務委託）に係る条件付一般競争入札参加資格について審査した結果、次の理由により不適格としたので通知します。

記

案 件 番 号	
履 行 名 称	
入 札 日	年 月 日
入札参加資格を 不適格とした理由	

なお、競争入札参加資格が不適格であると通知された方は、その理由について説明を求め
ることができます。

事後審査型条件付一般競争入札 参加資格不適格理由説明請求書

年 月 日

（あて先）太田市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ㊟

条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書で、下記工事の競争入札参加資格が不適格とされた理由について、下記事由により説明を求めます。

記

案 件 番 号	
履 行 名 称	
入 札 日	年 月 日
事 由	